第一章 明治維新から昭和前期

5

水利事業 (1) 那賀川

と万代堤

大河である。 補町古毛および上大野町付近において平地に出て、 那賀川は木頭村の標高一、 那賀川デルタ地帯を流れ、 四国山 地の間を蛇行しながら東流して、 紀伊水道に入る約一五〇きだの 阿南市羽

世にその河水が灌漑に利用され始めると、米作が奨励され穀倉地帯へと変貌を遂げ 羽ノ浦は那賀川下流の低湿な沖積平野に位置しており、 那賀川の氾濫によって絶えず水害を受けてきたが、 沂

には石張りによって五二〇間 敷幅二四間三尺 七)に発生した大洪水を契機に翌年から修築が始まり、沿岸一四か村が負担して延長五九四間(約一,〇七〇㍍)、 那賀川北岸の治水事業としては、元禄頃に古毛村南面の下流沿いに堤が築造されはじめた。 (約四四江)、 高さ三間二尺五寸(約六㍍)の大堰堤が築造された。 (約九四〇) が修築され 「万代堤」と命名された。 この万代堤の構築は古毛の組 さらに文化二年 (一八〇五) 天明七年(一七八

頭庄屋吉田宅兵衛が主導した。

洪水で四五〇間(約八一〇㍍)が決壊し、同十四年(一八四三)に再び二二〇間 四〇〇㍍)が決壊した。その修復が弘化元年(一八四四)から翌年にかけて行われた - 万代堤は大枠や杭打ちによる補強が続けられてきたが、天保七年 その後も洪水が来襲する度に破堤し、修復を繰り返してきた。 $\widehat{}$ ハミ六) には **(約**

大井手用水堰

に簡易な堰をつくり水を田に引き入れていた。 那賀川には近世に入っても、藩によって堰が整備されておらず、農民等がそれぞ に別れ流れ込んでいた。 那賀川の水は大井手付近で内川と外 ħ П

の跳ね返り水を取水した。 地先の那賀川に取水口として大井手堰が設けられ、 に那賀郡中庄村那東の佐藤良左衛門によって、 っ その那賀川の開削による灌漑事業において先駆けとな のは、 大井手用水堰である。 当初の堰は木杭に石を詰めた 延宝二年(一六七四) 岩脇村の 河水

簡単な構造であったため、 返したが、 跳ね返り水を取水して開削された那賀川に 洪水のたびに決壊、 流失を繰

おける最初の本格的な灌漑用水であっ

/c

三年

第一章 明治維新から昭和前期

正

らに中庄

江 は

平島

の 0)

_

=00 を利用

町歩を灌漑

Ų 水

の

受益農家数は二

,

大井手用水

幹線

は

岩脇では

那賀

Ш

の

分流である

内

Ш

を水路と

崩 Ó

デ

那 0

東川、

苅屋川 今津、

など

分流

L

†=

同用

は

賀

Ш

北 て

岸 利

羽

浦 ۲

をは

千数百に上っ

平

U

め

立

て

おり、 坂野

江戸期を通じて徳

島藩領

内で

は最

大規模

の そ 那

用

水

٤

し

て

那賀

Ó

†=

か

水を

L

利用

た

< ٤

耕

地

Ø

標高

が高

水乗

ij

Ø

悪

6.

地

域

かぐ

残

ŧ

九年 $\widehat{}$ 七 ヒニ

には

大井手堰

0) <

上流である古毛村地先

に設

けられ

た広瀬堰

か

Š

取水

寛政 二年

(一七九〇)

ť١ *†*c が、 後にこの に広瀬

用水も大井手用水と合流され、

五 上広

か村用水と呼ば

扎

た。

用水が完成

U

た。

同

用水は古毛村をは

ľ

め明見

岩脇

瀬堰

中 する用 され

庄各村の

五〇

町歩を灌漑して

に大洪 水に £ ۶ っ 灌漑 て 広

かぎ

破

壊さ

ñ

*†*c

た

8)

楠根村

瀬

堰

古毛村

15

下

広

前者は 杭打と 古毛村

また石詰

は

わ に が

第四節 産業・経済

ij

民等

が、

投石

Ū

65

傷者を多数

出 ١١

> っ 行

激

L

争 Ö っ 明

S

۲

な

用

水 ŧ

15 *†*= の

お

け

る

関係

者間

0)

対 W あ -,

立

て 15 負 四 っ 繁

あ お

っ L١

た。

明治

末

b かい Ü

対

立

が *†*c

続

U

7

()

†=

大正 2 t;

四年 用

二九

_

五

Ξ

月

岩脇区長

177

浦

0)

「水争

Ĺ

て激

対 すと

立 か

> Ü *†*=

0)

が (1

岩脇

0 が

ヌ っ

3

水

(岩脇用水

ゕ

ら分岐)

と中庄

を

削

す

ると称 続き、

て

延長

0 た に

Ŏ ば *†*=

0)

Ш

ざらえを

V,

南岸

)堰を掘り

切っ

†=

翌二十日に

は E か

両岸 に千

Ġ 名 に

놋 が か

百名 舟 け

は高温が

降雨が

少なか

ঠ্

大井手用

水が渇水と

な

4

の 七

t= 年

ŖŹ

同

年七月十

九 月

余 か

> 路 て

賀

Ш

が渇水の

際に

は

頻

「水争

(V

ᆫ

が

勃

発

L

て

U

る。

治二 た

+

 \subseteq

八

九

띄

五

ら

八

月

水争

1.3

多く な用

縦横に

に築造され

ij

地

域

0

17

用水(溝)名

て が 7

61

たことを示

Ù 力 人

7

水 お

利

事

業に

尽

表1 主な用水(堰)

八幡用水

立江用水

黒地用水

中庄用水溝

宮倉 立江村本村用水溝

用水溝

原田水溝

太郎蔵用水溝

古庄新用水溝

西原張用水溝

西原新用水溝

古庄車川用水溝

西原新用水溝

新庄用水溝

七條用水溝

大井用水溝

中庄用水溝

暖水用水溝

鎌田用水溝

上井用水溝

古毛 上山路堀

山路堀

須賀堀

須賀堀

内川溝

丹平用水溝

明見用水溝

前須賀用水溝

(出所) 『羽ノ浦町史』羽ノ浦町役場、昭和3年発行

北中井用水溝

南中井用水溝

古庄岩脇二か村用水溝

大井用水溝派流

古庄

岩脇

中庄 新荘用水溝 (那東川)

小延敷地用水溝

坂野和田津用水

原西原二か村用水溝

西原大京原ニか村用水溝

平島郷九か村用水溝

古庄一か村用水溝

w

る

など

L

て、

規模

水

(溝)

等

が

数

Ш

の支流等を

利用す

村内の受益面積

21町8反9畝

本村内供給なし

本村内供給なし

本村内供給なし

1町3反8畝

2丁 1 畝 19歩

21町!反5畝7歩

本村内供給なし

13町5反歩

4町5反歩

4町8反歩

2町8反歩

本村及び下大野明見島

8町歩

7町歩

12町歩

20町歩

30町歩

28町歩

25町歩

12町5反歩

141町歩

3町5反4畝

表

の

よう

に

那賀

お

羽

浦

10

は

あり、

め堰で 下流 部で 塩害に悩まされ

斜

,築造され /=

それ 天保六

ぞれ

年

 $\overline{}$

_

Λ

三

五

め

L١

ò

ţ١

わば原始的な構造であっ

たため漏水が多く、

上流部では干害に見舞

後者は中庄村を灌漑

U

た。

U 地先に

か

これ

ら堰や大井手堰

ŧ

۲ 瀬

ŧ 堰

Ď *†*₹ 開削 そこで、 が ^始まり、

汖

明和

(井手用

U

7

水を拡張し古庄用水と改称され、

() t -= 十月、 古 庄字大坪原 同用水は大井手用

の

那

賀

Ш

か

ら取

水

È

そ

Ų١

た

太

水と連結され

7 し

通

水を

は

ľ 郎

め 用

農家の死活を制し 古庄用 水 と広 瀬 たの 用 で あ

176

のため、 通告し掛樋の改造に着手するため警察官を伴い現地に向かったが、 性が高まり、 上部恒七らによってヌクミ用水の掛樋架け替えが行われ、**** ノ目的ヲ達セント将ニー大闘争を引起サントスル現状」となったため、 側門の設置工事が新たに行われ、「旧来慣行」を大きく変更したため、 中庄側は訴訟準備を始めたが、 同用水の 「水利ヲ妨害」するものであると、 中庄の主張に理解を示した谷六三郎羽ノ浦村長が仲介に入り、 木製から石材への変換や形状・位置・寸法等も変更さ 中庄側が激しく反発し、 現場では「両関係者数百人互ニ相反スル自己 職務の執行が不能となった。 中庄用水の水量などが減少する可能 両者の対立が顕在化した。 岩脇側に z

谷家文書『ヌクミ用水関係書類』) 決ハ絶望」となった。 両者ともに署名したものの、 「稲作難渋」 その後、村長や県当局の斡旋が功を奏して、 の際には「隣保共存ノ情誼」で そのため、中庄用水側の代表者鈴江熊吉らが徳島地方裁判所に提訴した(「用水紛議状況書」 「分水」のあり方を巡っては双方の意見が対立し、 「相当ノ分水」を行う事を宣言することなどが「覚書」 ヌクミ用水を改造し側門を廃止し、 再び反目が高まり、 ヌクミ用水が水量を欠乏させ 「円満ナル解 に記載され、

文書所収)。 クミ用水側に改造を求める判決を言い渡した 裁判の結果、徳島地方裁判所は、大正八年 $\widehat{}$ 九一九) (「判決」『ヌクミ用水弐反地用水路訴訟ニ関スルー件書類』 谷家 六月に中庄用水からヌクミ用水路へ流入させないよう、

第二章 現代のふるさと羽ノ浦 『二千余年の災害』・『那賀川関係災害記録』(明治十五年~昭和二十五 関係記事)等に詳しく記載されている。 年):『那賀川関係新聞記事』(災害関係記事)・『市町村史』(歴史的洪水 災害については、『徳島県災異誌』・『那賀川改修史』・『ぐらふ那賀川』・ よる那賀川の洪水、 ノ浦における災害と言えば、 風水害 土砂崩れ等がまず想起される。 地形の特質上、 天変地異、台風 那賀川における 大雨

これらを参考にしながら、 以下記述したい。

を堰き留め、下流の古毛・岩脇・古庄の沿岸に迫り、 〇明治五年(一八七二)七月二十二日より二十四日にかけて那賀川水系は暴風雨となり、 〇同年七月二十六日、 二十七日午後五時三〇分には堆積した土砂が一大決壊して、 水量は約一丈二尺(約三.六尉の水髙)。 一大決壊して濁流が襲来した。 終日の強風雨により那賀川上流の海部郡下木頭村大戸が崩壊して、 二十五日には引き続き暴風雨となり那賀川上流の木頭村で山腹崩壊し、 翌二十七日午前九時頃より決壊を始め、午後五時三〇分頃 下流の古毛・岩脇・古庄の沿岸地域に襲来した。 堆積した土砂が那賀 午後一一時の那賀川筋

〇明治六年(一八七三)十月三日、吉野川・那賀川がともに洪水。 大水」と同じ水位だったという。 (※「寅の大水」とは、 慶応二年(一八六六)八月一日~七日まで雨が昼夜降り続き、 下大野村妙 (明)見・岩脇間の堤防が決壊。

て阿波国内ことごとく河川が氾濫したことをいう。吉野川下流においては、阿波の北山から南山まで瀉水のため一つの屋根も見えなかったと伝えている。

〇明治十一年(一 ハニが)余り。 ハ七八)九月七日と十八日、那賀川下流の古庄村から西原村の堤防決壊。 洪水破損一〇〇間

〇明治十七年(一八 雨となり、 午後六時より暴風雨。 Λ 四)六月二十七日暴風雨、 稲作の被害甚大、 那賀川筋破堤。 地租諸税上納不能 八月二十五日、 早朝より沖鳴り、 午後二時よ

〇明治二十三年 (一八九〇) 七三

だ)

余破壊。 八月暴風雨。 平島村西原・ 羽ノ浦村古庄境の通称とまこ井利より以東 の 四〇間 俞

堤外腹崩れ三〇間(約五五以)。 〇明治四十年 (一九〇七) 九月 八 5 九日、 台風による洪水により羽ノ浦村の被害、 道路破損三六間 (約六五紀)、

〇明治四十四年(一九一一) 間(約五五於) の被害甚大。 八月十五日、 台風接近、 那賀川増水十九尺五寸 (約六於)、 堤腹崩 ñ 羽ノ浦三〇

〇大正元年(一九一二)九月二十二日、 台風が襲来し、 暴風雨被害は、 那賀川筋では古毛村堤防六〇間 (約一

(弦0 〇大正七年 古庄村同三〇間 (一九一八) 八月二十九日、徳島の気圧七三一・ (約五五以)、 決壊・洪水。 最高水位二丈七尺 九窓の台風接近。 (約八亿)。 暴風雨により那賀川大洪水。

社会の変化と課題

岩脇・古庄方面は水髙二丈五尺 (約七. 六㍍)で堤防決壊が懸念されたが、対岸の村々の堤防決壊により災難を

〇昭和十年 (一九三五) 八月二十八日~二十九日、 那賀川大洪水。 下大野村明見で流量毎秒八, 三三二立法尉を

451

 \circ

〇昭和二十

四

年

 $\overline{}$

九

第二章 現代のふるさと羽ノ浦

〇昭

和

十二年

 $\widehat{}$

九三七)

九

月十

日 堰よ

台風。

足摺岬 に流入

上陸後、

北北東に進む。

洪水。

録

そ

O)

約二三智

が対岸

Ó

ガマ

ン

ij

囝

Ш

Ų

那賀

川流域

の被害は

県下 那賀川

Ó

災害の

三〇對に及んだ。 明見で流量毎秒五

一二〇立法於

足の 〇昭 t: 和 其の断面積を河積とい 十四年 めコンク $\overline{}$ ij 九 1 三九 Ž ۲ 橋を 不足 _ の 0 _ た _ 月 め南島 **松継ぎ足し** 那賀 (右岸) #11 改修による河 *t*= Ø) 全延長三三六: 堤防を大幅に 積 (※河川を横に切っ 引堤す А 以 ることにな Ш たときに、 幅も二四 河道内を流下する河川 〇片 っ た。 から三四 那 賀 Ш 口以 橋は 水の断 戦 ^ 面を流下断

Ū 7 和 十六年 る。 九 뜨 八 月十五日、 台風十 四号の接近により、 明見では大洪水の毎秒六, Л 六 立〇 を

껃 九 六月 二十日、 岸二三から 那賀 とな 事 食止 始 ĴΪ ij 台風デラ め 以 の 増水 に必死 所には 来の 那 木材流失は一億五千万円と見積もら 増 は古庄付近で の作業を シミ 水と 利 (二号) 崩 なる。 ı 協同組合で ズー枚の娘さん混じる関係者数百名 接近に伴う豪雨で那賀川 U Z t 四 のため と新 は 那 聞報道に 0 「木材の流失が激しく、 増水と ある。 なり、 ħ は増水 床上浸水など被害は巨額。 昭和七年 古庄に ある が 古庄等那賀川沿 田 O 那賀 那賀 畑は ビ片手で流 Ш 11 面 改 の 海 工

三か年を要 し 7 昭和十 七年三月に完成、 今日に至って U る と広げ 争で鉄不

送専業の 幹流に っ ない 賀川 であっ たもの が Λ 万石、 賀川上流谷口舶筏場に五万石、 支流の海川 坂州 古屋谷付近 木材輸 に 那賀 あ

第五節 社会の変化と課題

去っ を たも て 億五千万円が 古庄 〇昭和四十五年(一九 倉庫 W 略) ñ 浦 月二十一 たうえ、 一石七五 えると約二〇万石に Ō たことに の 町中庄羽 合計一 が 家屋倒壊 六 木造瓦葺き二階建て 一〇立方尺〈約〇: ٧ 五 六 万石 Ħ 平方以 沿岸堆積 雨 А ż 〇円とし **7**. / 万石が 《相次ぐ。 台風一 禍 ة د 浦製材の製 0) 8 を 半日 が 一石とは材 • な 倒壊。 (O.A. 間で 分等 流れ 0 げ 7 な 号 11

歴代の主要台風と古庄地点流量 那賀川における過去の洪水と被害状況

か良川におりる地ムの木小C放音へん							
洪水発生年月日	最大流 型 (m³/s)	発生原因	被告状况				
			全域流出	(M)	床上浸水	床下浸水(碗)	水害区域 面積 (lia)
昭和25年 9月 3日	(約9,000)	ジェーン台風	[129]	[537]	[1,564]	[3,825]	不明
昭和36年 9月16日	約6,200	第2室芦台風	2	6	24	134	164
昭和40年 9月14日	約3,600	台風24号	-		17	76	338
昭和43年 7月29日	約5,700	台風 4号	. •	10		117	908
昭和45年 8月21日	約6,500	台風10号 (-		2	22
昭和146年 8月30日	約7,300	台風23号	1	-	92	86	95
昭和50年 8月23日	約7,600	台風 6号	-	1	91	41	266
昭和51年 9月12日	約4,400	台風17号		_	6	2	54
昭和54年 9月30日	約6,000	台風16号	t	-	10	3	106
昭和62年10月17日	約5,000	台風19号			3	-	17
平成 2年 9月19日	約7,100	台風19号	-	-	-	36	74
平成 5年 8月10日	約5,900	台風 7号		-		2	21
平成 9年 9月17日	約6,000	台風19号	-		6	33	299
平成10年 9月22日	彩4.100	台風 7号		-	19	298	71
平成15年 8月 9日	約6,900	台風10号		-	4	40	150
平成16年 8月 1日	約5,300	台風10号	6	. 5	-	12	111
平成16年10月20日	約8,100	台風23号	-		107	93	165
平成17年 9月 7日	約5,800	台風14号	-		11	2	121
平成21年 8月10日	約7,100	8月10日豪雨		-	37	7	143
平成23年 7月19日	約6,900	台風 6号	-		3	18	127
平成23年 9月 3日	約7,700	台風12号	-	•	2	70	152
平成26年 8月10日	約9,500	台風11号	•	-	240	106	約168
平成27年 7月17日	約8,200	台風11号	-		37	54	約140

- 1) 最大流量は那賀川基準点「古庄」における流量年表による
- ただし、昭和25年9月洪水の流景は基準点「古毛」である 2)被害状況は水害統計による(昭和25年は「徳島懸災異誌」の集計値)
- 3) () 書きは推定値、[] 書きは桑野川分を含む 4) 平成21年度以降の被害状況は、那賀川河川事務所調べによる

面と

第二章 現代のふるさと羽ノ浦

壊被害にあう。

第五節 社会の変化と課題

最高水位六: 〇平成十五年(二〇〇三)八月七~ 九三脳を記録した。 九日、 台風一〇号により那賀川下流が出水。 古庄水位観測所 (基準地点) で

〇平成十六年 (二〇〇四) からの流出が発生した。 口より八きぶ付近)で漏水発生。古庄水位観測所(基準地点)で最高水位六. 警戒水位を超え続け、 低水護岸(※流水や雨あるいは波の作用によって浸食されないよう、河岸にコンクリー 羽ノ浦町総ての消防分団から団員が派遣され、 八月一日午後四時頃、台風一〇号による那賀川下流 の出水。 一八がを記録。 烬 ノ浦町岩脇地区左岸 トプロックや自然石を張ったもの) 約三一時間にわた $\widehat{\mathbb{H}}$

対応に追われた。

り那賀町鷲敷と阿南市加茂谷の両地区は大規模な浸水被害に見舞わ 最も高い八 た。古庄水位観測所では、午前一〇時三〇分に那賀川で観測開始以来 上の暴風域に入り、未明から激しい雨が降り続いた。 して徳島県内を縦断した後、 〇平成二十六年(二〇一四) ○於の水位を記録した。 北陸沖へ抜けた。県内は風速毎秒二五牊以 八月十日、 大型の台風一一号は四国に上陸 那賀川の増水によ

※水神さん

れている。 那賀川の堤防が決壊した所は、 水神さんは 「水をつかさどる神」 必ずと言っ であり、 てよいほど水神さん 住居・田畑・ が祀ら

西園・岩脇姥ヶ原・古庄(古野神) を水害から守り、堤防 は那賀川沿い の古毛(古毛小谷口、 ・堰・用水路などの守護神である。 の五か所に水神さんが大切に祀られている。 北岸用水取入口の用水記念碑横)・明見(旧八貫渡し近くの堤防上)・岩脇 それだけ洪水が多かったということだろう。 羽ノ 浦町

(2)火災

浦における主な火災について述べる。

〇明治三十七年 (一九〇四) 二月一日夜半、 取星寺の方丈・庫裡・倉庫を全焼

本宅及び民家、巡査駐在所を全焼または半焼した。 〇明治四十五年(一九一二)三月二十二日正午、 中庄浦川の大和製綿工場が失火し、 さらに二丁も離れた灰屋興行部、 芝居小屋をも類焼 北風が強く同工場寄宿舎や

戸数百軒ほどの羽ノ浦村浦川としては大火災であった。 〇大正三年(一九一四)、原因不明の火災により大和製綿工場の精錬工場・包装工場・居宅・近隣約三〇軒が類焼

〇大正七年 (一九一八) 十二月十七日、 大和工場出火、 工場機械を焼損した。その損害五萬円。

〇大正九年 (一九二〇)、 の姿がー 変したという。 岩脇町筋から出火、 町筋北側から堤防に向けて延焼。 三〇数軒焼失の大火となり、